

第11回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年4月25日（火）19:00～21:00

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

| | |
|-------|-------|
| 秋山隆幸 | 沼田良 |
| 小原隆治 | 野口暢子 |
| 大島いずみ | 長谷川和寛 |
| 木戸陽成 | 三浦亜紀 |
| 高橋司郎 | 村上祐允 |

議事次第

1. 答申案の作成に向けて
2. その他

1. 答申案の作成に向けて

（1）提言の構成など

- ・ 答申案の作成に向けて、区民懇談会の委員から出されている意見をどのように反映させるか、「総則」「自治の担い手」「自治拡充の制度」を次回の区民懇談会までにどのようにして一つにするか、どのようにして条例に盛り込むべき部分とその解説文に分けて記述するか、といった課題がある。そこで、各委員が重要な語（キーセンテンス）に線を引くことから始めてはどうか。（部会長）
- ・ キーセンテンスを選ぶのは、5月の区民懇談会にかけた後でもいいのではないか。
- ・ 「難解である。長い。」という意見に対しては、キーセンテンスを見ることで解消する。（部会長）
- ・ キーとなる部分と、その背景とを整理すればいいのではないか。
- ・ 条文に盛り込むべき内容と解説を、各々が持ち寄ってはどうか。
- ・ 大事なところにマーカーを引けばよい。（部会長）
- ・ 答申は、本文とその解説という形式ではどうか。（部会長）
- ・ 解説は、別紙としてもよいのではないか。

（2）条例制定の必要性について

- ・ 「はじめに」と「条例制定の意義と必要性」とを一つにしてはどうか。
- ・ 「自治の再定義」は項目を立てる必要はなく、本文中で述べればよい。
- ・ 「憲法上の地方公共団体をめざす」は、「名実ともに自主的・自律的な地方公共団体をめざす」に変える。（部会長）
- ・ その上で、「なぜ自治基本条例が必要なのか」に移す。

（3）定義と用語の使い方について

- ・ 区民やコミュニティ、協働、協治などの定義は、初めに持ってくる。（部会長ほか）
- ・ 「団体自治」という言葉は、なくてもいいのではないか。
- ・ 「コミュニティ」を多用しているので、言い換えられるものは「区民活動」としてはどうか。（部会

長)

- ・ コミュニティは、「二人以上のグループ」と定義しているが、これを「区民の自主的活動のグループ」としてはどうか。

- ・ 「協働・協治」のところで使われている「コミュニティ」は、「区民活動」に変える。(部会長)

(4) 信託について

- ・ A委員は、「信託」を「選挙を通しての参加・参画」と置き換えている。(事務局)
- ・ 信託には、選挙を通しての参加・参画と、信頼して任せるという、2つがある。(部会長)
- ・ 項目名で、「信託における参加・参画と自己決定」は削除し、「参加・参画する2つの方式」に変える。(部会長)

(5) 住民投票について

- ・ 住民投票の発議権は、住民と議会のみにする。(部会長)
- ・ 住民投票については、結論を出さなくてもよいのではないか。
- ・ 住民投票条例を別途策定するということにして、細かな要件は削除する。(部会長)

(6) その他

- ・ 国・都・他自治体との関係は、「区政運営の基本原則」に移す。
- ・ 自治推進委員会について、「自治の拡充・強化のための」という形容詞はとる。(部会長)
- ・ 「啓蒙」は、「啓発」に変える。(部会長)
- ・ 区民概念についての補論部分も削除する。

2. その他

- ・ 高橋委員と長谷川委員が、4月28日(金)7時に集まり、調整することとなった。
- ・ 起草部会の全員が集まるのは、5月1日(月)の7時。